

山梨県公報

号外第十号

平成二十四年
三月十五日

木曜日

目次

監査委員
監査の結果に関する報告の公表……………一
監査の結果に基づく措置状況……………一三三

監査委員

山梨県監査委員告示第一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条第四項の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十四年三月十五日

山梨県監査委員	輿水修策
同	中込孝元
同	木村富貴子
同	棚本邦由

平成23年度定例監査実施状況(下期分)

1 監査実施所属数	本庁	かい	その他の機関	計
監査箇所				
知事政務局	1	6		7
企画県民部	6			6
総務部	3			3
福祉保健部	17		1	18
森林環境部	2			2
産業労働部	8			8
観光部	1			1
農政部	8			8
県土整備部	7			7
教育委員会	50		2	52
公安委員会	12			12
合 計	0	115	3	118

2 監査対象期間
前回対象期間の翌月から今回監査実施日前3ヶ月までの間

3 監査の実施期間
平成23年9月13日～平成24年2月10日

4 監査の方法
監査は、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

5 監査結果処理区分
監査結果は、次のとおり区分した。

区分	摘 要
指摘事項	法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
指導事項	指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
注意事項	不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの
見 意	監査の結果に基づき組織及び運営の合理化等に資すると認められる事項

6 処理方法
指摘事項及び指導事項については、関係機関に対し監査結果を報告し、かつ、これを公表する。また、監査対象機関等に対しては、文書で通知のうえ処理状況の回答を求める。なお、公表した事項については、その回答内容についても公表する。
注意事項については、監査対象機関等に文書で通知する。なお、必要があると認められる事項については、その処理状況の回答を求める。
意見については、監査対象機関に文書で提出する。また、必要があると認められるときは、監査の結果とともに公表する。なお、公表した事項については、その回答内容についても公表する。

7 監査の結果
財務に関する事務及び工事の執行全般については、一部改善を要する事項が認められたが、それ以外については、概ね適正に処理されていた。
監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項、意見とした区分の集計は下表のとおりである。

区分	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	その他	合計
指摘事項	2		2						4
指導事項	44	10	14	9	17	10		2	106
注意事項	7	11	2	4	3	7	2		36
意見									0
合 計	53	21	18	13	20	17	2	2	146

所属毎の監査結果は、次のとおりである。

○知事政務局東京事務所

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年1月13日
委員監査 平成24年2月10日
- 2 監査対象期間 平成22年11月～平成23年10月
- 3 監査の結果 指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

○企画県民部東北地域県民センター

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年9月20日
委員監査 平成23年10月18日
- 2 監査対象期間 平成22年8月～平成23年6月
- 3 監査の結果 指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

○企画県民部関東地域県民センター

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年9月16日
委員監査 平成23年10月21日
- 2 監査対象期間 平成22年8月～平成23年6月
- 3 監査の結果 (給与1)
指摘事項 1件
給付事務において著しく不適切な事務処理があった。
1) 扶養手当の認定において、配偶者の年間所得が130万円を超え認定要件を欠いていたが、この確認を行わず扶養認定を続け、198,994円の過払いとなっていた。
指導事項 なし
注意事項 2件 (収入1、契約1)

○企画県民部関東地域県民センター

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年9月21日
委員監査 平成23年10月18日
- 2 監査対象期間 平成22年8月～平成23年6月
- 3 監査の結果 なし
指摘事項 1件 (収入1)
指導事項 1件
1) 行政財産使用許可に伴う必要経費(水道料、LPガス料)の算定において、合同庁舎の職員人数で按分しているが、誤った人数で算定したため、2ヶ月分過小となっていた。
注意事項 1件 (契約1)

○企画県民部関東地域県民センター(西八代)

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年9月27日
委員監査 平成23年10月18日
- 2 監査対象期間 平成22年8月～平成23年6月
- 3 監査の結果 指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

- 企画県民部富士・東部地域県民センター
- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年9月30日
委員監査 平成23年10月31日
 - 2 監査対象期間 平成22年8月～平成23年6月
 - 3 監査の結果 指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

○企画県民部富士・東部地域県民センター(吉田)

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年9月20日
委員監査 平成23年10月31日
- 2 監査対象期間 平成22年8月～平成23年6月
- 3 監査の結果 指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

○企画県民部総合理工学研究機構

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年10月31日
委員監査 平成23年11月29日
- 2 監査対象期間 平成22年9月～平成23年7月
- 3 監査の結果 指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

○企画県民部県民生活センター

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年12月8日
委員監査 平成24年2月7日
- 2 監査対象期間 平成22年10月～平成23年9月
- 3 監査の結果 指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

○総務部職員研修所

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年10月21日
委員監査 平成23年12月15日
- 2 監査対象期間 平成22年9月～平成23年7月
- 3 監査の結果 指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

○総務部総合県税事務所

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年11月28日
委員監査 平成24年1月20日
- 2 監査対象期間 平成22年8月～平成23年8月
- 3 監査の結果 なし
指摘事項 5件 (収入2、物品2、財産1)
指導事項 1件
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
県税に係る過年度分 平成22年度決算時 平成23年10月末現在

【間接税】

旧法による税	平成22年度決算時	平成23年10月末現在
特別地方消費税	1,989,504 円	35,953 円
料理飲食等消費税	495,022 円	495,022 円
軽油引取税	2,222,153 円	2,222,153 円
アルコール利用税	91,024,431 円	91,024,431 円
軽油引取税	24,643,611 円	0 円
県たばこ税	3,098 円	0 円
[直接税]		
個人県民税	2,490,783,540 円	2,212,476,034 円

法人県民税 35,236,463 円 25,170,850 円
 個人事業税 84,558,804 円 65,471,023 円
 法人事業税 52,719,155 円 37,356,312 円
 不動産取得税 437,016,704 円 373,732,668 円
 自動車税 463,022,070 円 315,247,182 円
 鉾区税 74,000 円 74,000 円
 合 計 3,683,788,555 円 3,123,305,628 円

2) 公売物件にかかる滞納処分費(不動産鑑定料)の収入未済額(平成22年度未
 202,650円)について、平成22年度から平成23年度への繰越しが行われていなかった。
 3) 収入印紙の受払簿の事務引継ぎについて、財務規則第264条第2項に規定する帳簿
 末尾余白への年月日の記載並びに前任者及び後任者の記名押印がなされていなかった。
 4) 財務規則第151条関係運用通知に基づき備品の現品確認において、物品出納員へ確
 認済みとして報告されていた備品の中で現品確認ができないものがあった。
 5) 行政財産使用許可(郵便ポスト)に係る土地使用料の算定において、土地の使用期間
 が1ヶ月に満たないとき及び駐車場その他の設備の利用に伴って土地が使用されるとき
 に該当していないにもかかわらず5%の消費税等相当額を加算していたことから使用料
 が過大に徴されていた。

注意事項 なし

- 総務部消防学校
- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年10月24日
委員監査 平成23年11月18日
 - 2 監査対象期間 平成22年9月～平成23年7月
 - 3 監査の結果 指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

- 福祉保健部中北保健福祉事務所(本所)
- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年9月22日
委員監査 平成23年10月27日
 - 2 監査対象期間 平成22年8月～平成23年6月
 - 3 監査の結果
指摘事項 なし
指導事項 1件 (収入1)
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
【一般会計】
①児童措置費負担金
過年度分 先数 1件 33,000円
②父子福祉資金貸付金償還金
過年度分 4,551,098円 平成23年度分 127,200円 合計 先数 6件 4,678,298円
【特別会計】
①母子福祉資金貸付金償還金
過年度分 83,855,708円 平成23年度分 1,777,170円 合計 先数 165件 85,632,878円
②寡婦福祉資金貸付金償還金
過年度分 12,334,756円 平成23年度分 14,333円 合計 先数 16件 12,349,089円
③母子福祉資金連約金
過年度分 先数 8件 73,188円
注意事項 なし

○福祉保健部中北保健福祉事務所(峡北支所)

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年9月13日
委員監査 平成23年10月17日

- 2 監査対象期間 平成22年8月～平成23年6月
- 3 監査の結果
指摘事項 なし
指導事項 1件 (収入1)
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
養育医療費の自己負担分 平成19年度分 先数 1件 2,600円
注意事項 なし

- 福祉保健部峡南保健福祉事務所
- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年9月22日
委員監査 平成23年10月27日
 - 2 監査対象期間 平成22年8月～平成23年6月
 - 3 監査の結果
指摘事項 なし
指導事項 2件 (収入1、支出1)
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
【一般会計】
①養育医療費
過年度分 先数 1件 7,800円
②父子福祉資金貸付金償還金
過年度分 先数 1件 1,112,000円
【特別会計】
①母子福祉資金貸付金償還金
過年度分 11,571,407円 平成23年度分 282,822円 合計 先数 23件 11,854,229円
②寡婦福祉資金貸付金償還金
過年度分 1,790,450円 平成23年度分 53,100円 合計 先数 2件 1,843,550円
③母子福祉資金連約金 過年度分 先数 1件 4,775円
2) 会議用飲物購入代金の支払いにおいて、財務規則第57条に規定されている請求書に
記載すべき請求年月日のないものにより支払いを行っていた。
注意事項 1件 (支出1)

- 福祉保健部峡南保健福祉事務所
- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年9月28日
委員監査 平成23年10月18日
 - 2 監査対象期間 平成22年8月～平成23年6月
 - 3 監査の結果
指摘事項 なし
指導事項 3件
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
【一般会計】
①生活保護費返還金
過年度分 先数 23件 23,925,019円
【特別会計】
①母子福祉資金貸付金償還金
過年度分 4,884,776円 平成23年度分 8,800円 合計 先数 12件 4,893,576円
2) 第70回日本公衆衛生学会総会の参加費の前渡資金の精算において、財務規則第72条
第2項の規定による5日を超えて精算されていた。
3) 介護用自動車購入等助成事業費補助金において、実施要綱第4条では、介護用自動車
購入に係る契約締結前に助成金の申請を行うことと規定されているが、契約締結後に助
成金の申請が行われているものが1件あった。

注意事項 なし

○福祉保健部富士・東部保健福祉事務所

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年9月30日
委員監査 平成23年10月31日
- 2 監査対象期間 平成22年8月～平成23年6月
- 3 監査の結果
指摘事項 なし
指導事項 2件 (収入1、支出1)
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

【一般会計】

- ①父子福祉資金貸付金償還金
過年度分 先数 2件 900,500円
- ②生活保護費返還金
過年度分 先数 3件 2,027,098円

【特別会計】

- ①母子福祉資金貸付金償還金
過年度分 20,420,013円 平成23年度分 1,008,151円 合計 先数 40件 21,428,164円
- ②寡婦福祉資金貸付金償還金
過年度分 先数 7件 3,779,777円
- ③母子福祉資金違約金
過年度分 1,750円 平成23年度分 20,828円 合計 先数 3件 22,578円

2) 山梨県ひとり親家庭医療費助成事業補助金について、当該補助金交付申請書を7月末日までに知事へ提出しなければならぬ」と規定されているが、申請を行った12市町村長すべてについて申請期限をすぎた9月に申請を受理していた。
注意事項 なし

○福祉保健部女性相談所

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年12月15日
- 2 監査対象期間 平成22年10月～平成23年9月
- 3 監査の結果
指摘事項 なし
指導事項 1件 (収入1)
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
行政財産使用料 過年度分 先数 1件 3,000円

○福祉保健部中央児童相談所（こころの発達総合支援センター）

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年12月2日
委員監査 平成24年2月6日
- 2 監査対象期間 平成22年10月～平成23年9月
- 3 監査の結果
指摘事項 なし
指導事項 1件 (収入1)
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
一時保護委託費過払い返還金 過年度分 先数 5件 277,240円

○福祉保健部都留児童相談所

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年12月1日
委員監査 平成24年2月1日
- 2 監査対象期間 平成22年10月～平成23年9月
- 3 監査の結果
指摘事項 なし
指導事項 1件 (収入1)
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
一時保護委託費過払い返還金 過年度分 先数 1件 29,240円

注意事項 1件 (物品1)

○福祉保健部甲陽学園

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年12月2日
委員監査 平成24年2月2日
- 2 監査対象期間 平成22年10月～平成23年9月
- 3 監査の結果
指摘事項 なし
指導事項 3件 (収入1、給与1、財産1)
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
児童福祉施設設備負担金 過年度分 668,070円
平成23年度分 89,755円 合計 先数 13件 752,825円
- 2) 通勤手当の認定について、事実の生じた日が月の中途であったが、額の改定の認定が当該月からとなり、本来なら翌月から減額すべきところ、当該月から減額したため、支給不足となっていた。
- 3) 借受財産について、公有財産事務取扱規則第54条第2項の規定に基づく移動報告が提出されていないものがあった。

○福祉保健部障害者相談所

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年12月1日
委員監査 平成24年1月31日
- 2 監査対象期間 平成22年10月～平成23年9月
- 3 監査の結果
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

○福祉保健部精神保健福祉センター

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年12月1日
委員監査 平成24年2月6日
- 2 監査対象期間 平成22年10月～平成23年9月
- 3 監査の結果
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

○福祉保健部あけぼの医療福祉センター

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年12月21日
委員監査 平成24年2月9日
- 2 監査対象期間 平成22年10月～平成23年9月
- 3 監査の結果
指摘事項 なし
指導事項 3件 (収入1、契約2)
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
①児童福祉施設設備負担金
過年度分 7,432,372円 平成23年度分 338,274円 合計 先数 15件 7,770,646円
②あけぼの医療福祉センター使用料